

## 中本総合法律事務所 NAKAMOTO & PARTNERS

2017年8月 | 中本総合法律事務所

vol. 12

### ご挨拶



所長 弁護士  
**中本 和洋**

これらには、EU、中国、韓国その他アジアの弁護士会の会長が出席し、司法制度や弁護士制度に関する課題について意見交換をしています。今年は、弁護士業務に関するもの、とりわけAI（人口知能）の弁護士業務に与える影響が話題となっています。

私は、7月にスリランカでのアジア弁護士会会長会議(POLA)に出席しましたが、私のスピーチのテーマは、「AIと弁護士業務」でした。私は、40数年前、コンピューターのプログラムを開発、利用する研究をしていましたので、AIについての知識も比較的持っており、具体的な例を示しながらAIの弁護士業務への活用と限界について、話をしてきました。

日弁連会長の任期も半年余りとなりましたが、利用しやすく頼りがいのある司法を築くため、残された課題に全力で取り組んでまいります。

暑い日がまだまだ続きますが、皆様のご健勝を祈念し、ご挨拶といたします。

- |  |   |
|--|---|
| 1. ご挨拶   | 弁護士 中本 和洋                                 |
| 2. 私的整理について<br>-事業再生に関する近時の傾向など-               | 弁護士 上田 優史                                 |
| 3. 広告掲載も「勧誘」に該当する?!<br>-消費者契約法における「勧誘」の意義について- | 弁護士 大高 友一<br>弁護士 佐藤 碧                     |
| 4. 民法改正について<br>-シリーズ第1回 消滅時効-                  | 弁護士 宮崎 慎吾                                 |
| 5. 調停委員のつぶやき Vol.8                             | 弁護士 倉橋 忍                                  |
| 6. 出身者のお便り<br>Letter From Hamamatsu            | 法テラス浜松法律事務所(元弊事務所法テラス常勤弁護士)<br>弁護士 小坂 友希乃 |
| 7. パートナー就任の挨拶                                  | 弁護士 上田 優史                                 |
| 8. 退所のご挨拶                                      | 弁護士 長門 英悟                                 |

## 1.「私的整理」とは

我々弁護士は、厳しい経営状態の会社から、事業の再生に関するご相談を受けることが少なくないのですが、近時、このような事業再生の分野では、「私的整理」が注目を集めています。

「私的整理」とは、破産や民事再生のような裁判所における法的手続（「私的整理」との比較で、「法的整理」と言われることもあります）を用いずに、債権者との合意に基づいて、事業の再建を図る方法のことと言います。具体的には、融資を受けている銀行等との間で、毎月の返済額を減額して、長期間にわたる分割払いを了承してもらう方法（いわゆるリスケジュール）や、一定の資産や事業そのものをスポンサー等の第三者に売却して、その売却代金を債権者に分配する方法などが、私的整理の例として挙げられます。

## 2.私的整理の特徴

(1) このような私的整理では、特定の債権者との間で非公開で協議を行うため（多くの事案では、融資先の金融機関との間だけで協議を行います）、債権者との間で合意に至れば、取引先や一般消費者に知られることなく事業の再生を図ができる点が、大きな特徴として挙げられます。破産や民事再生などの法的整理では、全ての債権者を対象にしなければならないため、会社の信用が大幅に悪化してしまうことが多いのですが、私的整理の場合は、このような信用悪化を起こすことなく、手続を進めることができます。

【私的整理と法的整理の比較】

	法的整理(民事再生等)	私的整理
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定の要件を満たせば、全ての債権者の賛成が得られなくとも、計画の実施が可能。</li> <li>裁判所の関与の下で手続を進めるので、公平性・透明性などの観点で疑念を持たれ기가少ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定の債権者（主として金融機関）との間で非公開で協議するので、取引債権者や一般消費者に知られずに再生を図ることが可能。</li> <li>経営者の保証債務を整理する場面で、法的整理の場合よりも資産を残せる余地がある。</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての債権者が対象となるため、会社の信用が大幅に悪化してしまうことが多い。</li> <li>申立て時に、まとまった資金が必要となる（弁護士費用や、当面の運転資金）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>協議対象となる債権者との間では、全員の同意を得る必要がある（特に、負債のカットを伴う事業再生の場合、債権者の同意を得ることは容易でない）。</li> </ul>

他方で、私的整理の場合、協議対象となる債権者全員との間で合意に至らなければ、再生計画を実施することはできません。この点は、法的整理の場合（民事再生であれば、債権者の人数の過半数と、債権額の過半数の賛成が得られれば、再生計画が認可されます）よりもハードルが高く、私的整理を進めていく場合は、対象となる全ての債権者の意向を確認し、全員の賛成が得られるような再生計画を策定する必要があります。

（私的整理と法的整理のメリット・デメリットについては、後掲の表もご参照ください。）

(2) また、私的整理は、進め方等に法的な制約がないため、当事者間での話し合いだけで進めていくことも可能ですが、公的機関の中には、私的整理に関する独自のルールを設け、企業からの各種相談に応じたり、第三者的な立場で私的整理のあっせん等を行ってくれる機関もあります。特に、事業再生のために負債のカットが不可避となるような事案では、当事者間での話し合いだけでは債権者の了承が得られないことが多いため、このような公的機関を利用することが考えられます。具体的には、中小企業再生支援協議会や、地域経済活性化支援機構（通称「REVIC」）などといった機関が、このような私的整理を取り扱っているのですが、近年、これらの機関の取扱件数は増加傾向にあります。

弊事務所では、これまででも、破産や民事再生といった法的整理の案件を多数取り扱っておりまし

たが、近時、このような私的整理に関する相談も増えており、実際に前述のような公的機関を利用することで、会社の信用悪化を招くことなく、私的整理による事業再生に成功したケースもあります。

### 3.おわりに

もっとも、私的整理と法的整理には、それぞれに前述のようなメリット・デメリットがありますので、個別の案件においてどの手続が望ましいかについては、詳

しい事実関係を確認した上で吟味する必要があります。また、このような事業再生の手法は、経営状態が悪化すればするほど、採り得る選択肢が狭まってしまう傾向にあります。

もとより、このようなご相談はないに越したことはないのですが、経営状態が芳しくない、経営が大変そうな知人がいる、といった事情がありましたら、どうぞ気軽にお声掛けいただければと思っております。

## 広告掲載も「勧誘」に該当する?!

消費者契約法における「勧誘」の意義についてークロレラチラシ配布差止等請求事件最高裁判決ー

弁護士 大高 友一

弁護士 佐藤 碧

消費者契約法上、事業者が消費者を「勧誘」するに際し、同法上規定されている不当な行為（不実告知等）が行われた場合には、契約の取消等が可能とされています。

この「勧誘」要件の解釈については議論のあるところでしたが、最高裁平成29年1月24日判決は、この「勧誘」の意義について判断を示したものとして注目されていますので、以下でご紹介いたします。

### 1. 事業の概要

被上告人は、クロレラを原料にした健康食品の小売を行っているところ、新聞折り込みチラシに、クロレラの効用として免疫力を整え細胞の働きを活発にするなどの効用がある旨の記載や、クロレラの摂取により高血圧、腰痛、糖尿病等の様々な疾病が快復したという体験談などの記載を行って配布していた。適格消費者団体である上告人は、上記チラシの配布行為は消費者契約法上の「勧誘」であって不実告知（同法4条1項1号）に該当するとして、同法12条1項及び2項に基づき差し止めを求めていた。

### 2. 争点

チラシの配布等の行為が消費者契約法に規定される「勧誘」（4条1項等）に該当するか。

原審（大阪高判平成28年2月25日判時2296号81頁）においては、事業者が行う不特定多数の消費者に向けて広く行う働きかけは「勧誘」には含まれないから、本件チラシの配布は「勧誘」には該当せず、適格消費者団体による差止対象とならないと判断された。

### 3. 最高裁の判断

最高裁は以下のように判断し、本件におけるチラシの配布行為について、原判決の「勧誘」について

の判断は法令の解釈適用を誤ったものと判断した。ただし、被上告人は既に上記チラシの配布を行っておらず、今後も行うおそれがないと認められることから、上告人による本件差止請求は結論として棄却している。

「ところで、上記各規定にいう「勧誘」について法に定義規定は置かれていらないところ、例えば、事業者が、その記載内容全体から判断して消費者が当該事業者の商品等の内容や取引条件その他これらの取引に関する事項を具体的に認識し得るような新聞広告により不特定多数の消費者に向けて働きかけを行うときは、当該働きかけが個別の消費者の意思形成に直接影響を与えることもあり得るから、事業者等が不特定多数の消費者に向けて働きかけを行う場合を上記各規定にいう「勧誘」に当たらないとしてその適用対象から一律に除外することは、上記の法の趣旨的に照らし相当とはいえない難い。

したがって、事業者等による働きかけが不特定多数の消費者に向けられたものであったとしても、そのことから直ちにその働きかけが法12条1項及び2項にいう「勧誘」に当たらないということはできないというべきである。」

#### 4.本判決の意義

消費者契約法上、パンフレットやチラシ、広告のような不特定多数に向けた働きかけが「勧誘」に含まれるかどうかについては、法施行時から議論があり、法改正の議論も行われてきたところです。この点に関して、従来の消費者庁の公式見解は、「客観的にみて特定の消費者に働きかけ、個別の契約締結の意思形成に直接影響を与えていたとは考えられない場合は『勧誘』に含まれない」(消費者庁逐条解説)ものとされていましたが、本判決は、この「勧誘」要件について、最高裁として、広告等の不特定多数の者に対する働きかけについても「勧誘」に該当する場合があるとの判断を示しました。

本判決の判旨においては、具体的にどのような広告であれば「勧誘」に該当するのかについて判断基準は示されていません。「個別の消費者の意思形成に直接影響を与える」という点が重視されていると思われますが、どのような広告がそういった場合に該当するのかについても示されていません。したがって、具体的な「勧誘」該当性の判断基準については、なお裁判例や議論の蓄積が行われる必要があると考えられます。

しかし、本判決によって、商品やサービスについての広告が、その内容によっては消費者契約法違反による契約の取り消しにつながる、あるいは適格消費者団体の差止請求の対象となる可能性が認められたものであり、消費者被害救済の観点のみならず、企業法務の観点からも実務上の意義はきわめて大きいといえます。

#### 5.事業者に求められる対応

消費者契約法の観点以外にも、広告については、横断的には景品表示法、業態によっては特定商取引法や健康増進法などの法律により規制されており、不当表示に該当する場合には行政処分の対象となります。特に、景品表示法は、再発防止などを命じる措置命令の他、課徴金納付命令の制度が新設され、平成28年4月の施行後、既に3件<sup>i</sup>の課徴金納付命令が出されるなど、注目を集めているところです。

今回の最高裁判決を受け、不適切な内容の広告については、さらに民事上の契約取り消しや差止請求の対象となりうるということで、広告に対する消費者の目はより厳しくなることが予想されます。景品表示法上のガイドライン<sup>ii</sup>等を参考に、改めて広告の適正や管理体制の見直しを行う必要があると思われます。

<sup>i</sup> 平成29年1月27日 三菱自動車工業株式会社に対する件、平成29年6月7日 日本サプリメント株式会社に対する件、

平成29年6月14日 三菱自動車工業株式会社及び日産自動車株式会社に対する件

<sup>ii</sup> 「事業者が講すべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針」(平成26年11月14日内閣府告示276号)

## 民法改正について -シリーズ第1回 消滅時効-

弁護士 宮崎 慎吾

現行民法の改正については長い間議論がなされてきましたが、ついに今年6月2日に改正民法が公布され、実際に施行される日も近づいてきました。そこで、何回かに分けて、今回の改正によって大きく変化があると思われる点を、ごく簡単にではありますが紹介いたします。第1回のテーマは「消滅時効」です。

消滅時効とは、権利が一定期間行使されない場合に、その権利が消滅してしまう制度です。例えば、ある人にお金を貸した後、返済を請求しないまま消滅時効期間が経過し、借主に「もう時効だから払いません」と言われてしまうと、貸主はお金を返してもら

う権利を失ってしまいます。

現行民法は、消滅時効の期間を原則として10年間とした上で、様々な例外を規定しています。

例えば、医者の診療債権は3年、旅館の宿泊代や飲食店の飲食代は1年、というように債権の種類ごとに時効期間が規定されています。また、商法でも民法の原則が修正され、「商取引」に基づく債権の時効期間は5年とされています。

しかしながら、上記のような区別は現代においては合理的な理由が無いと考えられ、また、商取引については「商取引」であるかどうかの基準が不明確であ

る等の問題もあったため、改正民法では、このような区別規定は削除（商法の規定も併せて削除）されることになりました。

これによって消滅時効期間は統一され、「債権者が権利を行使することができることを知ったときから5年」「（権利を行使できることを知らなくても、客観的に）権利を行使することができるときから10年」となりました。もっとも、いくつかの例外はあり、例えば不法行為による損害賠償請求権の時効期間は、「損害および加害者を知ったときから3年（生命、身体の侵害については5年）」「（損害や加害者がわからない場合でも）不法行為のときから20年」とされています。また、特別法において短期消滅時効の規定が残るものもあり、完全に統一されたわけではありません。しかしながら、現行民法に比べると消滅時効期間はかなり整理され、分かりやすくなりました。

その他、消滅時効に関する重要な改正として、時効中断制度の改正があります。例えば、改正民法では「協議による時効の完成猶予」制度が新たに導入

されました。これは、債権者、債務者が書面で合意をし、時効の完成を猶予することができるとしたもので、現行民法上は認められなかった制度です。債権者からすると、時効完成を止めるためだけに訴訟等を提起する手間が省けますし、債務者としても、訴訟等によることなく債権者と協議ができるというメリットがあると考えられます。もっとも債務者から見ると、時効完成の利益を自ら放棄するものなので、合意をする際には、その効果について十分理解しておく必要があります。

以上、非常に簡単にではありますが、改正民法における消滅時効の改正点をいくつか紹介しました。改正法の施行後に限った話ではありませんが、自分の債権・債務について、消滅時効がいつ来るのか、また消滅時効期間が近づいてきたときに何をしなければならないのかを考えておくことは非常に重要です。消滅時効の問題で困ったことがありましたら、是非ご相談下さい。

## 調停委員のつぶやき Vol.8

弁護士 倉橋 忍



この頃の調停について思うところを少し書かせて頂きます。

私は、今まででは遺産分割の調停を担当することが多かったのですが、この頃は、離婚や家族関係の調整というような問題を担当することが増えています。もちろん遺産分割も担当してはいますが、新件の依頼は、離婚事件などが多いですね。親子の問題が増加していることや対立が厳しくなり、弁護士の調停委員が必要となっていることなどが理由かなと考えています。

私が委任を受け、担当する事件でも、親子関係や離婚といった事件が増えているように思います。

そして、このようにデリケートな事件をすればする程、「配慮」ということの重要性を思うところです。単に、事実はこうなので、法律上の結論はこうですよというだけでは、なかなか解決には至りません。依頼者は人間であり、感情の部分が極めて大きいと思います。ドライな合理性だけではダメだなど感じます。また、周りの関係者への目配せが必要です。このような多方面への配慮が大切だと思います。

たとえば、離婚を考える場合、子供が大きいと、子供の気持ちを考える必要があります。その上で、いつ、どのように離婚をするのが一番トラブルが少ないかを考えていきます。逆に子供が小さい場合には、お母さんやお父さんの両親とかをイメージする必要がありますね。それぞれの関係者の感情を理解し、配慮しないとうまく調停はできません。ITが進歩してもこの部分は代替出来ないように思います。

## 1.はじめに

私は、平成25年に新司法試験に合格し、1年間の司法修習を経た後、日本司法支援センター（通称法テラス）の常勤弁護士として採用されました。

そして、平成27年1月からの1年間、中本総合法律事務所に所属し、勉強をさせていただきました。中本総合法律事務所では、多くの先輩方からご指導を頂き、非常に恵まれた1年だったと思っています。その後、平成28年1月からは、法テラス浜松法律事務所に赴任し、執務を行っています。

## 2.浜松について

私が現在赴任している浜松は、静岡県の中でも西部に位置しています。正直、赴任をするまではあまり意識したことのない土地だったのですが、赴任後に「とと姉ちゃん」「おんな城主直虎」といった浜松を舞台にするドラマが始まり、街も人も非常に活気づいていると感じます。

また、毎年ゴールデンウイークには、「浜松まつり」が開催されます。凧揚げ合戦や、御殿屋台引き回しといった催しで、夜中まで街全体が盛り上がっています。浜松市民は1年間の稼ぎをここで使い切るとも言われているほど、浜松の方にとって思い入れの深いお祭りです。

その他、静岡県西部にはヤマハやスズキの工場が多く存在しており、外国人労働者が多く生活しているのも特徴です。

## 3.業務について

赴任してからの1年半で取り扱った事件では、離婚事件が最も多く、次いで刑事案件、債務整理が多かったです。

前述のとおり、外国人労働者が非常に多く暮らしている関係で、入管関係業務を取り扱うことが多いです。在留資格の問題に限らず、私が今持っている事件の依頼者の約4割は外国人です。交通事故や労働事件のように、依頼者の国籍があまり関係ない場合もありますが、家事事件等においては準拠法が日本以外の法律になることもあります。その

都度勉強しています。また、外国人事件のほとんどは要通訳事件なので、通訳人の先生方と定期的に勉強会を開き、通訳方法や法律知識について互いに勉強しています。

その他、法テラス浜松では司法ソーシャルワークに力を入れており、福祉関係機関の職員さんから、弁護士が直接電話で困りごとの相談に乗るという「ほっとライン」を開設しています。相続や成年後見、虐待といったスタンダードな問題に関する相談もあれば、お墓の家紋に法的な意味はあるのか、といった、ただちに法的な回答をするのが難しい問題まで、様々な相談が寄せられます。高齢者や障がい者といった、自力で法的サービスを求めることが難しい方々についても、こうした福祉関係機関の職員さんからの相談を通じて法的問題点が発見され、法律相談から受任に至るようなケースもあり、非常にやりがいを感じます。

## 4.最後に

私の浜松での任期は3年で、現在1年半の任期が残っているので、ちょうど折り返し地点にいることになります。任期後は、いずれにせよ法テラス浜松での執務からは離れてしまうことになりますので、悔いのないよう、残りの期間も精いっぱい、執務に努めてまいりたいと思います。

末筆ながら、皆様のますますのご健勝をお祈り申し上げます。





## パートナー就任の挨拶

弁護士 上田 倫史

本年4月より、中本総合法律事務所のパートナーに就任し、事務所の経営に加わることとなりました。

平成23年1月に弁護士業務を始めて以降、中国での語学留学や現地法律事務所での実務研修の機会にも恵まれ、国内外の様々な案件に携わってまいりました。特に、中国での経験は、その後の弁護士業務にとってはもちろんのこと、私の人生にとっても、非常に貴重な財産となっております。

このような経験を積むことができましたのも、ひとえに、依頼者の皆様をはじめ、ご縁のあった

多くの方々のご支援・ご厚情の賜物であることを、改めて感じております。今後も、皆様とのご縁を大切にしながら、より充実した法的サービスが提供できるよう、更なる研鑽を重ねてまいる所存です。

もとより未熟ではございますが、今後とも変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



## 退所のご挨拶

弁護士 長門 英悟

皆様方におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

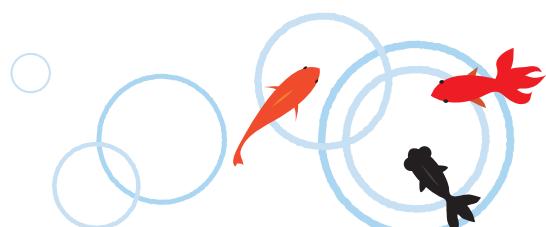
さて、私は中本総合法律事務所を、平成29年6月末をもって退所し、現在、横浜市内の事務所にて執務させて頂いております。中本総合法律事務所においては、業務を通して多くの方々と関わり、たくさんの貴重な経験をさせて頂きましたが、いずれ神奈川県で独立をしたいとの思いがあり、今回このような我儘を言わせて頂く形になりました。

平成24年1月から5年半、事務所内外の皆様のご指導により、さまざまことを学ばせて頂き

ましたこと、深く感謝しております。この5年半に学んだことを糧に、これからも新天地で精一杯頑張っていきたいと思います。

最後になりましたが、皆様のさらなるご健勝とご活躍をお祈り申し上げます。

今まで、本当にありがとうございました。



## 中本総合法律事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満5丁目9番3号 アールビル本館5階

TEL:06-6364-6241 FAX:06-6364-6243 E-mail:info@nk-law.gr.jp

中本和洋・倉橋忍・鷹野俊司・豊島ひろ江・宮崎慎吾・黒柳武史・鍵谷文子・上田倫史

朝倉舞・幸尾菜摘子・堂山健・皆川征輝

## 中本総合法律事務所 東京事務所

〒107-0051 東京都港区元赤坂1丁目3番9号 K-Frontビル4階

TEL:03-5771-6248 FAX:03-5771-6249 E-mail:mail@nk-law.gr.jp

三木剛・大高友一・佐藤碧